

各位

会 社 名 ニフティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 三竹 兼司

(コード:3828、東証第2部)

問合せ先 執行役員 古屋 裕史

(TEL. 03-6807-4500 (大代表))

富士通株式会社による当社株主に対する株式等売渡請求を行うことの決定、当該株式等売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

当社は、平成28年6月16日付「支配株主である富士通株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、富士通株式会社(以下「富士通」といいます。)が平成28年5月2日から当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、富士通は、平成28年6月22日をもって、当社の総株主の議決権の数に対する割合(以下「議決権割合」といいます。(注))の96.74%(小数点以下第三位を四捨五入)を所有することに至り、富士通は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

本日、当社は、富士通より、平成28年4月28日付で当社が公表いたしました「支配株主である富士通株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」(以下「平成28年4月28日付当社プレスリリース」といいます。)の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けの成立により、富士通が当社の総株主の議決権の90%以上を所有することに至り、富士通が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第179条第1項に規定する特別支配株主となったことから、当社株式(但し、富士通が保有する当社株式並びに当社が保有する自己株式を除きます。)の全てを取得し、最終的に当社を富士通の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、会社法第179条に基づき、当社の株主の全員(但し、富士通及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その保有する当社株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部を富士通に売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)する旨の通知を受けました。

当社は、かかる通知を受け、本日開催の取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

この結果、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成28年7月18日まで整理銘柄に指定された後、同月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引をすることはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

(注) 当社が平成 28 年 4 月 28 日に公表した「平成 28 年 3 月期決算短信 [日本基準] (連結)」に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (22,780,000 株) から同日現在の当社が所有する自己株式数 (35 株)を控除した株式数 (22,779,965 株)に係る議決権の数 (227,799 個)を分母として計算しております。

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1)	名称	富士通株式会社			
(2)	所 在 地	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号			
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 達也			
(4)	事業内容	ソフトウェア、情報処理分野及び通信分野の製品の開発、製造及び販売並			
	争 未 门 谷	びにサービスの提供			
(5)	資 本 金	324,625 百万円(平成 28 年 3 月 31 日現在)			
(6)	設 立 年 月 日	昭和10年6月20日			
(7)		富士電機株式会社 11.03%			
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3.42%			
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3.35			
		富士通株式会社従業員持株会 2.59%			
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港 1.83%			
	大株主及び持株比率	上海銀行東京支店)			
	(平成27年9月30日	株式会社みずほ銀行 1.79%			
	現在)	朝日生命保険相互会社 1.70%			
		THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式 1.56%			
		会社三菱東京UF J銀行)			
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 1.48%			
		株式会社みずほ銀行決済営業部)			
		STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代 1.38%			
		理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)			
(8)	当社と特別支配株主の関	原係			
	資 本 関 係	富士通は、本日現在、当社株式の 22,037,466 株 (議決権割合:96.74%)			
	京 个 内	を保有しております。			
		本日現在、当社の取締役1名が富士通の執行役員常務を、当社の社外取締			
	 人 的 関 係	役1名が富士通の顧問を、当社の監査役1名が富士通の社外監査役を兼務			
) 1/4 I/4 I/4	しております。なお、本日現在、富士通の従業員5名が当社へ出向してお			
		ります。			
	取引関係	当社サービスの販売、回線の仕入、業務の委託を行っております。			
	関連当事者への	富士通は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。			
	該 当 状 況				

(2) 本株式売渡請求の日程

本	売	度 請	求	日	平成28年6月23日(木曜日)
当	社の取	締役会	決 議	日	平成28年6月23日(木曜日)
売	買	最	終	日	平成 28 年 7 月 15 日 (金曜日)
上	場	廃	止	日	平成 28 年 7 月 19 日 (火曜日)
取		得		日	平成 28 年 7 月 22 日 (金曜日)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき金1,495円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、富士通より、平成28年6月23日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

- ① 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配 株主完全子法人の名称 該当事項はありません。
- ② 本株式売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当て に関する事項

富士通は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき1,495円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- ③ 新株予約権売渡請求に関する事項 該当事項はありません。
- ④ 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。) 平成28年7月22日
- ⑤ 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法 富士通は、本売渡対価を、富士通が保有する現預金によりお支払いいたします。富士通は、本売渡対価 の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しております。
- ⑥ その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、平成28年9月30日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付について富士通が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

- 3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等
- (1) 承認に関する判断の根拠及び理由

平成 28 年 4 月 28 日付当社プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、富士通及び当社は、顧客基盤の拡大を通じた事業価値向上の実現のためには、各事業体の特性に合った迅速な戦略を実施することが必要であるとの認識の下、当社を富士通の完全子会社とした上で、富士通と一体で、各事業体の特性に合った事業の在り方や競争に打ち勝つ施策を追求することこそが、現在の両社の企業価値向上に資することであり、最終的に、富士通グループの企業価値の向上につながるものであるとの結論に至りました。

具体的には、富士通による施策に基づき、次の効果が期待できると考えております。

A) エンタープライズ向け事業(主にクラウド事業)においては、富士通と当社との緊密な連携により、富士通の保有するクラウドビジネスのノウハウ及び顧客基盤の共有、並びに当社が培ってきたノウハウと富士通のインフラサービスとを組み合わせることによる商品ラインナップの拡充等を通じて、更なる事業基盤の拡大を目指すこと。特に、売上成長が顕著な「ニフティクラウド」については、富士通の注力ビジネスであるデジタルビジネス・プラットフォーム「MetaArc」におけるクラウドサービスのラインナップに加え、「ニフティクラウド」の一般企業やベンチャー企業の新規ビジネス立ち上げに俊敏に対応できる特長を活かし、富士通グループの商品の組み合わせによる一体型ソリューションの提供や富士通グループの営業力を最大限に活用した

販売の拡大を図ること

B) コンシューマー向け事業(主に ISP 事業)においては、富士通及び当社が培ってきた独自のノウハウや経営資源を相互に有効活用しつつ、当該事業に対する知見を有する外部パートナーとの連携・アライアンスを含めた抜本的施策の実施により、事業構造の変革を検討し、収益性の追求とサービスの向上を目指すこと

その後、当社は、平成 28 年 6 月 16 日、富士通より、本公開買付けの結果、当社株式 22,037,466 株を保有することとなった旨の報告を受けました。この結果、平成 28 年 6 月 22 日付で、富士通は、議決権割合 96.74%を保有することとなり、富士通は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、富士通より、平成28年6月23日付で、平成28年4月28日付当社プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、本日開催の取締役会において、(i)上記のとおり、当社が富士通の完全子会社となり、富士通 グループの一員として当社の企業価値の一層の向上が見込まれることに加え、本売渡対価は、本公開買付けに 係る当社株式の買付けの価格と同一価格であり、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回 避するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、 本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されてい ると考えられること、(ii) 富士通の本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された同社の 預金残高証明書を確認した結果、同社が本売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を有してい ることから、富士通による本売渡対価の交付見込はあると考えられること、(iii) 本売渡対価は、平成28年9 月 30 日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株 主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付 ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付について富士 通が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)本売渡株主に対して本売渡対価 を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められ ないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること等を踏まえ、本株式売渡請求は、 本売渡株主の利益にも配慮がなされた合理的なものであると判断し、当社が富士通の完全子会社となるための 本取引を進めるべく、富士通からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、阪井洋之氏は、富士通の執行役員常務を兼務しており、また、村島俊宏氏は、同氏が代表を務める村島・穂積法律事務所と富士通との間で法律顧問契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会における本株式売渡請求の承認に関する議案には、参加しておらず、当社の立場において富士通との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の社外取締役である石田一雄氏は、富士通の顧問を兼務しており、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本株式売渡請求の承認に関する議案については、まず、(i)阪井洋之氏、村島俊宏氏及び石田一雄氏を除く2名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、さらに、(ii)石田一雄氏を加えた3名の取締役において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経ております。なお、石田一雄氏は、当社の立場において富士通との協議及び交渉に参加しておりません。

また、当社の上記取締役会においては、出席した監査役(監査役3名中、出席監査役1名)は、当社の取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。当社の監査役のうち、山室惠氏は富士通の監査役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会における本株式売渡請求の承認に関する議案には参加しておりません。なお、上記取締役会においては、社外監査役守屋俊晴氏が業務上の都合により欠席しましたが、同氏からも、上記取締役会に先立ち、本株式売渡請求に関する説明を行ったうえで、上記決議を行うことについて異議がない旨を確認しております。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けに係る当社株式の買付け等の価格とそれぞれ同一価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成28年7月18日まで整理銘柄に指定された後、同年7月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、 平成 28 年 4 月 28 日付当社プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の 「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付け の公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、富士通及び当社は、本公開買付けを含む本取引の公正性 を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

① 富士通における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

富士通は、本公開買付けに係る当社株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、富士通及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、SMBC日興証券は富士通及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMBC日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、富士通はSMBC日興証券から平成28年4月27日付で株式価値算定書(以下「富士通算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、富士通はSMBC日興証券から、本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

富士通算定書によると、採用した上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、 それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 1,004 円~1,022 円 DCF法 1,353 円~1,582 円

まず、市場株価法では、平成28年4月27日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の直近1ヶ月間(平成28年3月28日から平成28年4月27日まで)の普通取引終値の単純平均値1,004円及び直近3ヶ月間(平成28年1月28日から平成28年4月27日まで)の普通取引終値の単純平均値1,022円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,004円から1,022円までと分析しているとのことです。なお、当社は、平成27年10月23日に「第2四半期累計期間連結業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」を公表しておりますが、SMBC日興証券は、当該公表の内容及びその後の市場株価の推移等に鑑み、市場株価法による算定において特段の考慮を要するものではないと考えているとのことです。

次に、DCF法では、当社の平成 28 年3月期から平成 31 年3月期までの事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 28 年3月期第4四半期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範

囲を1,353円から1,582円までと分析しているとのことです。

富士通は、SMBC日興証券から取得した当社の株式価値算定の結果を参考としつつ、当社株式の東京証券取引所における過去3ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の経過等を踏まえ、平成28年4月28日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,495円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、東京証券取引所における、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 28 年4 月 27 日の当社株式の終値 1,041 円に対して 43.61% (小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアム計算において同じです。)、平成 28 年 4 月 27 日までの過去 1 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 1,004 円 (小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。) に対して 48.90%、平成 28 年 4 月 27 日までの過去 3 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 1,022 円に対して 46.28%、平成 28 年 4 月 27 日までの過去 6 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 1,078 円に対して 38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び富士通から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社(以下、「野村證券」といいます。)に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成28年4月28日に当社株式の株式価値に関する本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。また、野村證券は、当社及び富士通の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

本株式価値算定書によると、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 1,004 円から 1,078 円 類似会社比較法 875 円から 1,750 円 DCF法 1,357 円から 2,320 円

市場株価平均法では、平成28年4月27日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所における算定基準日終値1,041円、直近1週間の終値単純平均値1,033円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,004円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,022円、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,078円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、1,004円から1,078円までと算定しております。

次に、類似会社比較法では、国内にて上場している情報・通信事業会社のうち、株式会社朝日ネット、株式会社ギガプライズを当社と事業内容が類似する上場会社として選定し、営業利益マルチプル及びEBITDAマルチプルを用いて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、875円から1,750円までと算定しております。

最後に、DCF法では、当社が作成した当社の平成29年3月期から平成31年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成29年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,357円から2,320円までと算定しております。なお、割引率は3.5%~4.5%を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法及び永久成長率法を採用し、EBITDAマルチプルを3倍~5倍、永久成長率を-0.25%~0.25%として算定しております。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画には、平成31年3月期において、主にクラウド事業及び

Web サービス事業における投資等の施策の効果出現等による業績寄与により、営業利益、経常利益、当期純利益それぞれにおいて前期対比で約30%の大幅な増益となることを見込んでおります。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。さらに、当該財務予測は、本公開買付け後の組織再編等の実施を前提として作成しておりません。

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
売上高	68, 213	73, 215	78, 138
営業利益	1, 486	1, 539	2, 033
EBITDA	5, 102	5, 261	5, 754
フリー・キャッシュ・フロー	387	546	1, 005

③ 当社における第三者委員会の設置

当社は、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成28年2月10日、当社の元社外監査役・元社外取締役であり、当社及び富士通から独立性を有する有識者である関根次郎氏(株式会社マネジメント・イノヴェーション代表取締役)、当社及び富士通から独立性を有する外部の有識者である入谷淳氏(弁護士、公認会計士、長島・大野・常松法律事務所カウンセル)及び宮森信英氏(公認会計士、税理士、株式会社ラークス会計代表取締役)から構成される第三者委員会(なお、第三者委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。)を設置しております。当社は第三者委員会に対し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、①本取引の目的の正当性が認められるか②本取引に係る手続の公正性が認められるか③本取引により株主に交付される対価の妥当性が認められるか④本取引は当社の少数株主にとって不利益でないと認められるか⑤当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことが相当と認められるか(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、当社は、第三者委員会に答申書の提出を委嘱いたしました。

第三者委員会は、平成28年2月10日から平成28年4月20日まで合計6回開催され、野村證券から本株式価値算定書についての説明、及び当社のリーガル・アドバイザーである楠・岩崎法律事務所から法的助言を受けつつ、当社から、富士通の提案内容、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他の本取引の概要並びに当社の事業計画につき説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、富士通及びSMBC日興証券から、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件、SMBC日興証券による当社株式の株式価値の算定方法等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、第三者委員会は、当社が当社株式の株式価値の算定を依頼した野村證券から、富士通の提案に係る本公開買付価格に対する第三者算定機関としての考え方に関する説明を受け、質疑応答を行いました。第三者委員会は、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。

以上の経緯で当社は、第三者委員会から、平成28年4月28日に、本諮問事項につき①本公開買付けを含む本取引によって、当社のエンタープライズ向け事業(主にクラウド事業)については、当社が「ニフティクラウド」で培ってきたノウハウや技術及びコンシューマー向け事業において培ってきたノウハウと富士通が有する顧客基盤や営業力、技術的なリソースが融合することによって更なる成長を見込むことができ、コンシューマー向け事業(主にISP事業)については、抜本的事業構造の変革に向け外部パートナーとの資本提携を含むアライアンス構築を柔軟かつ迅速に実施することが可能となると見込まれること、さらには、当社の企業価値の維持・向上にむけて抜本的に改革を断行するために、当社の株式を非公開化し、短期的な業績変動に左右されず、富士通と一体となって迅速・果敢な経営判断を行える経営体制を構築することに合理性が認められること等から、本取引の目的は正当であり、②第三者委員会が設置されたこと、独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得していること、独立したリーガル・アドバイザーが選任されていること、富士通との間で本公開買付価格を引き上げるための実質的な協議及び交渉が行われていること、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において当社取締役に対する不当な影響や干渉を推認させる事実は見当たらず、また、富士通と利害関係を有するおそれのある取締役及び監査役については、本公開買付けに対する意見表明の内容を決議する当

社取締役会において利益相反の疑いを回避する措置が取られるとされており、当社の立場で富士通との協議及 び交渉にも関与していないこと等から、本取引に係る手続は公正と認められ、③本公開買付価格が、本公開買 付けの公表日である平成 28 年4月 28 日の前営業日である平成 28 年4月 27 日の東京証券取引所における当社 株式の終値 1,041 円に対して 43.61%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 1,004 円に対して 48.90%、 同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,022円に対して46.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平 均値 1,078 円に対して 38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、本株式価値算定書における 市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びDCF法に基づく算 定結果のレンジの範囲内であること、比較的長期の買付期間が設定されていること、完全子会社化の手法及び 条件につき開示がなされ、本公開買付けに応募しなかった少数株主には本公開買付価格と同額の金銭給付が行 われることとなる予定であるとされていること等から、本取引により株主に交付される対価は妥当性が認めら れ、④本取引の手続が公正であること、本取引により株主に交付される対価に妥当性が認められることに加え て、本公開買付けに応募しなかった少数株主には本公開買付価格と同額の金銭給付が行われることとなる予定 であり、本公開買付けに応募しなかった少数株主が不利益な取扱いを受けることはないとされていることを踏 まえると、本取引は富士通以外の当社の少数株主にとって不利益でないと認められ、⑤上記①から④の事項を 前提とすると、当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うこと は相当と認められる旨を内容とする答申書を取得しました。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び富士通から独立した リーガル・アドバイザーとして楠・岩崎法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役 会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、楠・岩崎法律事務所は、当社及び 富士通の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨 の意見

当社の取締役会は、野村證券より取得した本株式価値算定書及び楠・岩崎法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、当社の各事業の環境の変化を変革のための大きなチャンスと捉えて成長を追求していく 必要がある中で、各事業の専門性を活かしながら、より迅速な経営判断で他社に先んじた施策を実行し、また、 事業特性に応じた最適な顧客獲得戦略の策定及び効率的な経営資源の投下を行っていくことを可能とするため にも、富士通と当社がそれぞれ行っている既存の事業の枠組みを早期に整理し、組織体制や経営戦略の再構築 を迅速に実行することが有効な施策であると考え、富士通のみを当社の株主とすることが、当社の中長期的な 企業価値向上に資するものと判断するに至りました。

また、本公開買付価格は、本株式価値算定書における(a) 市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(b) 本公開買付けの公表日である平成28年4月28日の前営業日である平成28年4月27日の東京証券取引所における当社株式の終値1,041円に対して43.61%、過去1ヶ月間の終値単純平均値1,004円に対して48.90%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,022円に対して46.28%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,078円に対して38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっていること、(c) 上記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること、少数株主の利益へ配慮がなされていると認められること、(d) 上記措置等が取られた上で、当社と富士通との間で、独立当事者間の取引における協議・交渉と同程度の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けが中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、本公開買付けについて賛同

の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議 に参加した取締役(取締役4名中、出席取締役3名)全員の一致で決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、阪井洋之氏は、富士通の執行役員常務を兼務しているため、利益相反の疑いを 回避する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けに係る議題の審議及び決議には、参加しておら ず、当社の立場において富士通との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の社外取締役である石 田一雄氏は、富士通の顧問を兼務しており、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公 開買付けに係る議題については、まず、(i)阪井洋之氏と石田一雄氏を除く2名の取締役において審議の上、 全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、さらに、(ii)石田一雄氏を 加えた3名の取締役において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経てお ります。なお、石田一雄氏は、当社の立場において富士通との協議及び交渉に参加しておりません。

また、本公開買付けに係る議題の審議及び決議がなされた当社の上記取締役会においては、出席した監査役 (監査役3名中、出席監査役2名)全員が、当社の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意 見を述べております。当社の監査役のうち、山室惠氏は富士通の監査役を兼務しているため、利益相反の疑い を回避する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けに係る議題の審議には参加しておりません。

⑥ 本公開買付価格及び本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置

富士通は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定しております。富士通は、このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について富士通以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図しております。

また、富士通と当社とは、富士通以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が富士通以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、富士通は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設けておらず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の応募を本公開買付けの成立の条件とはしておりませんが、富士通及び当社において上記①から⑥の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求に対する当社による承認の決定後、富士通は、当社の事業を分割し、富士通と一体で、更なる両社の成長に向け、各事業体の特性に合った迅速な戦略を実施することを検討しているとのことですが、当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び富士通の両者の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

富士通は、当社の支配株主であるため、当社取締役会による本株式売渡請求に対する承認は、支配株主との重要な取引等に該当します。当社が、平成27年12月3日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、上記「3.本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、①独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、②独立した法律事務所からの助言を受け、③意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として第三者委員会を設置の上、当社の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは相当と認められる旨を内容とする答申書を取得し、④当社における利害関係を有しない取締役全員及び監査役全員の承認を得ており、当社の意思

決定における支配株主からの独立性は十分に確保しており、上記指針に適合していると考えております。

なお、平成27年12月3日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、インターネットサービス事業を提供する上で重要なネットワーク回線の一部について、親会社から仕入れておりますが、取引条件の経済的合理性を保つため、定期的に契約の見直しを行っております。このほか、サービスの提供に必要な設備の設置場所として、親会社の所有する設備を賃借しており、また親会社グループの持つ知的財産(特許・ノウハウ)の権利使用料について、当社の事業活動に関する部分の一定割合を、受益者として支払っております。これらの親会社との間における取引においても社会通念に照らし公正妥当な取引を行っております。当社は、親会社グループ外から、社外取締役1名、社外監査役2名(うち、1名は親会社の社外監査役兼務)を選任し、2人を独立役員として届け出るなど経営の透明化を進めるとともに、取締役会等の機関において独自の判断に基づき決定を行うことにより、親会社との独立性の確保を図っております。また、親会社グループに属することにより、事業活動において制約を受けることはありません。これらの取引方針や独立した経営体制を構築することにより、少数株主の保護が図れると考えております。」

- (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項
- 上記「3.本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。
- (3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3.本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、平成28年4月28日付で、第三者委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益でないと認められる旨を内容とする答申書を入手しております。なお、当該答申書は、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者から、本株式売渡請求が売渡株主にとって不利益ではないことに関する意見を改めて取得しておりません。

以上